歩行者利便増進道路
ほこみち
～歩きたくなるみち、居たくなるみちへ～

ほこみちとは

　賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint

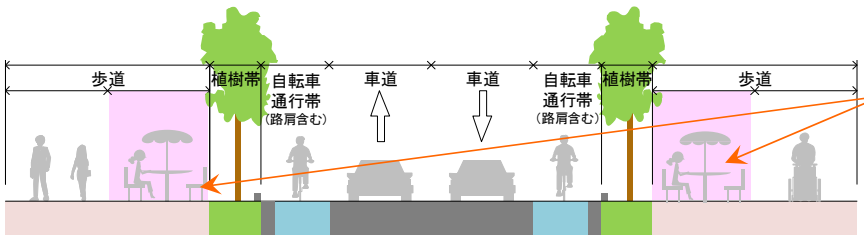

Point①
歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②
特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③
道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能

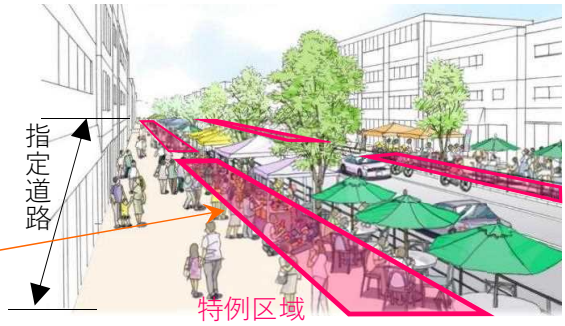

Q&A

ほこみち

Q．歩行者利便増進道路は、誰が指定するの？

A．道路管理者が指定します。
指定に当たって、市町村への協議（市町村道の場合は不要）と公安委員会への意見聴取を行います。

Q．道路空間の活用を柔軟に許可されるとはどういうこと？

A．道路上にテーブルやイス、広告塔などの物（占用物件）を置く場合の“無余地性”と呼ばれる基準が除外されます。
※無余地性＝道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準。

ほこみちで認められる占用物件（例）

看板（デジタルサイネージ）（新宿区）

ベンチ（神戸市）

食事施設（新宿区）

自転車駐輪器具（高崎市）

Q．歩道が無い（狭い）道路でも特例区域の指定はできる？

A．車両通行止めの交通規制を行う等の対応により、指定が可能となる場合もあります。個々の道路の状況等によりますので、道路管理者（又は国土交通省）までご相談下さい。なお、特例区域として指定するためには、バリアフリー等の構造基準に適合する歩行者利便増進道路である必要があります。

Q．占用者は必ず公募しないといけないの？

A．公募しないことも可能です。公募するか否かは道路管理者で判断可能です。

このほか疑問・質問がありましたら、
下記の相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

相談窓口（よろず窓口）
窓　　口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連 絡 先：hqt-hokomichi-sodan@gxb.mlit.go.jp
※相談内容・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください